

～～～～～～～～～～～～～～～～

午前 10 時 00 分

○毛利事務局長 議会事務局長の毛利でございます。

本日は、一般選挙後最初の議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、矢倉議員が年長の議員でございますので、御紹介をいたします。

○矢倉臨時議長 ただいま御紹介いただきました矢倉でございます。

地方自治法第 107 条の規定により、臨時に議長の職務を行いますので、議員各位の格別の御協力をお願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

午前 10 時 01 分 開会

○矢倉臨時議長 これより令和 8 年米子市議会 7 月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

第 1 仮議席の指定

○矢倉臨時議長 日程第 1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

第 2 議長の選挙

○矢倉臨時議長 次に、日程第 2、議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○矢倉臨時議長 ただいま出席議員は25名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○矢倉臨時議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢倉臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○矢倉臨時議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

○毛利事務局長 それでは、順にお名前をお呼びいたしますので、投票をお願いいたします。

前島議員、松田議員、門脇議員、小枝議員、渡邊洋介議員、新井議員、津田議員、徳田議員、吉岡議員、鷺尾議員、三木議員、伊藤議員、矢倉議員、加藤議員、森田議員、西野議員、矢田貝議員、今城議員、錦織議員、田村議員、大下議員、中田議員、塚田議員、岡田議員、渡辺穰爾議員。

○矢倉臨時議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢倉臨時議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○矢倉臨時議長 開票を行います。

この際、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に伊藤議員及び津田議員を指名いたします。よって、両議員の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○矢倉臨時議長 それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数25票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票24票、無効投票1票。

有効投票中、渡辺穰爾議員20票、松田議員3票、又野議員1票。

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は6票であります。よって、渡辺穰爾議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました渡辺穰爾議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

渡辺穰爾議員の御挨拶があります。

渡辺穰爾議員、どうぞ。

○渡辺議員（登壇） 先ほど当選の告知をいただきました渡辺穰爾です。改選前議会で元議長による事件が起き、信用を失墜する出来事が起こりました。市民の信頼を取り戻すために全議員の、現職の議員の皆様のお力と御協力をいただきながら取り組んでまいりたいと思いますし、先頭に立っていきたいと思います。また、この選挙は非常に世代交代の大きな選挙であったというふうに思います。新人議員の皆さんが慣れていただくことも必要ですので、分かりやすく丁寧な議会運営に取り組んでまいりたいと思いますので、どうか皆様の御協力をいただきますようお願い申し上げます、私の御挨拶

とさせていただきます。(拍手)

○矢倉臨時議長 これをもちまして臨時議長の職務を終了いたします。

渡辺穰爾議長、議長の席にお着きください。

〔臨時議長退席、議長着席〕

~~~~~

### 第 3 議席の指定

○渡辺議長 それでは、日程第 3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長において、ただいま御着席の議席を指定いたします。

~~~~~

第 4 会議録署名議員の指名

○渡辺議長 次に、日程第 4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、伊藤議員及び津田議員を指名いたします。

~~~~~

### 第 5 会期の決定

○渡辺議長 次に、日程第 5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から来る 8 月 4 日までの 23 日間といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 御異議なしと認めます。よって、会期は 23 日間と決定いたしました。

~~~~~

第 6 副議長の選挙

○渡辺議長 次に、日程第 6、副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○渡辺議長 ただいまの出席議員数は 25 名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○渡辺議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○渡辺議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

○毛利事務局長 それでは、順にお名前をお呼びいたしますので、投票をお願いします。

前島議員、松田議員、門脇議員、小枝議員、渡邊洋介議員、新井議員、津田議員、徳田議員、吉岡議員、鷺尾議員、三木議員、伊藤議員、矢倉議員、加藤議員、森田議員、西野議員、矢田貝議員、今城議員、錦織議員、田村議員、大下議員、中田議員、塚田議員、岡田議員、渡辺穰爾議員。

○渡辺議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○渡辺議長 開票を行います。

この際、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に伊藤議員及び津田議員を指名いたします。よって、両議員の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○渡辺議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数が25票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票23票、無効投票2票。

有効投票中、今城議員18票、錦織議員3票、矢田貝議員2票。

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は6票であります。よって、今城議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました今城議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

今城議員の御挨拶があります。

今城議員。

○今城議員（登壇） ただいま副議長の当選告知をいただきました今城雅子でございます。議長を補佐し、信頼される議会となるため、高い倫理観を持った秩序ある議会の確立と丁寧な議会運営に努めてまいります。議員の皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。（拍手）

○渡辺議長 この際、伊木市長が発言を求めておられますので、これを許します。

伊木市長。

○伊木市長（登壇） 本日ここに市議会議員改選後の初議会が開催されるに当たり、お許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る6月21日の市議会議員一般選挙におきまして、市民の衆望を担ってめでたく御当選の栄を得られました。心からお祝いを申し上げますとともに、米子市の発展及び市民福祉の向上のため、一層御尽力をされますことを御期待申し上げます。

さて、国の動きに目を転じますと、今月に閣議決定される骨太の方針では、長引く物価高騰を克服し、賃上げと投資が連動する持続可能な経済の好循環の実現に向けた責任ある積極財政を掲げ、経済対策として中小企業の価格転嫁支援や持続的な賃上げ、地方への投資拡大を進めるとともに、社会保障改革や危機管理の強化を重点的に進める方針が示されているところでございます。

本市におきましても、米子市まちづくりビジョンに基づき、教育の充実と子育てしやすいまちづくりや交通基盤の充実と歩いて楽しいまちづくりなど、7つの柱に沿って様々な施策を展開しているところではございますが、こうした国の動向も踏まえ、時代の変化や新たな諸課題にも迅速かつ適切に対応していくこととしております。

引き続き直面する諸課題に適切に対応しつつ、本市の発展に向け全力を傾注してまいり所存でございますので、今後とも皆様方の御

支援、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げますとともに、皆様方のますますの御健勝と御活躍をお祈り申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~

## 第 7 議会運営委員の選任

○渡辺議長 次に、日程第 7、議会運営委員の選任を議題といたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第 5 条第 2 項の規定により、配付しております委員名簿に記載のとおり、議長において指名し、選任いたします。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午前 10 時 34 分 休憩

午前 10 時 53 分 再開

○渡辺議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告をいたします。

又野議員から都合により会議を欠席する旨の届出がありました。

次に、地方自治法第 121 条の規定により、本日の会議に説明のため出席を求めた者の職氏名は、報告書のとおり御了承願います。

次に、先ほどの休憩中に議会運営委員会を開き、正副委員長の互選が行われました結果、議会運営委員長に岡田議員、同副委員長に徳田議員、以上のとおり決定した旨の届出がありましたので、御報告をいたします。

~~~~~

第 8 常任委員の選任

○渡辺議長 次に、日程第 8、常任委員の選任を議題といたします。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第5条第2項の規定により、配付しております委員名簿に記載のとおり、議長において指名し、選任いたします。

~~~~~

## 第9 議案第66号

○渡辺議長 次に、日程第9、議案第66号、特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡田議会運営委員長。

○岡田議員（登壇） ただいま御上程をいただきました議案第66号について、委員会を代表いたしまして提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、特別委員会の設置をお諮りするものでありまして、お手元の議案書のとおり、まず美保基地及び米子駐屯地に係る諸問題や米子空港整備及び関連する周辺整備に関するこのために基地問題等調査特別委員会を、次に、島根原子力発電所に係る諸問題に関するこのために原子力発電問題等調査特別委員会を、次に、米子市議会基本条例及び米子市議会議員政治倫理条例の検証並びに実効性を高めるための改正の検討や議員定数の調査・研究に関すること、議員の情報発信の在り方に関するこのために議会改革特別委員会を、以上3つの特別委員会を設置し、本市の諸課題について議会として積極的に調査・研究を行うことにより、問題に速やかに対処しようとするものであります。何とぞ議員の皆様方の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○渡辺議長 これより本件について、質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 別にないものと認め、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 別にないものと認め、討論を終結いたします。  
これより本件を採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、配付しております委員名簿に記載のとおり、議長において指名し、選任いたします。

各委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午前 10 時 56 分 休憩

午前 11 時 36 分 再開

○渡辺議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの休憩中に各委員会を開き、正副委員長の互選が行われた結果、総務政策委員長に森田議員、同副委員長に加藤議員、民生教育委員長に塚田議員、同副委員長に伊藤議員、都市経済委員長に津田議員、同副委員長に田村議員、予算決算委員長に西野議員、同副委員長に徳田議員、基地問題等調査特別委員長に西野議員、同副委

員長に田村議員、原子力発電問題等調査特別委員長に森田議員、同副委員長に中田議員、議会改革特別委員長に矢田貝議員、同副委員長に塚田議員、以上のとおり決定した旨の届出がありましたので、御報告をいたします。

~~~~~

第 10 鳥取県西部広域行政管理組合議会議員の選挙

○渡辺議長 次に、日程第 10、鳥取県西部広域行政管理組合議会議員の選挙を行います。

本組合議会議員は、組合同規約第 5 条の規定により、米子市議会から 7 名を選出することになっております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 御異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長において指名することに決しました。

それでは、鳥取県西部広域行政管理組合議会議員に今城議員、田村議員、塚田議員、中田議員、錦織議員、西野議員及び私、渡辺穰爾、以上 7 名の議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました 7 名

の議員を、本組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名の議員が、鳥取県西部広域行政管理組合議会議員の当選人に決しました。

当選人に、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

~~~~~

#### 第11 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○渡辺議長 次に、日程第11、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本広域連合議会議員は、広域連合規約第8条の規定により、米子市議会から2名を選挙することになっております。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 御異議なしと認めます。よって、指名の方法は、議長において指名することに決しました。

それでは、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に今城議員及び私、渡辺穰爾、以上の２名の議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました２名の議員を、本広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました２名の議員が、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人に決定をいたしました。

当選人に、会議規則第３２条第２項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

~~~~~

第 12 議案第 67 号

○渡辺議長 次に、日程第１２、議案第６７号、監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により、中田議員の退席を求めます。

〔中田議員退席〕

○渡辺議長 提案理由の説明を求めます。

伊木市長。

○伊木市長（登壇） ただいま御上程をいただきました議案第６７号につきまして御説明いたします。

議案第６７号は、議員の任期満了に伴いまして、欠員となっております監査委員の選任について御同意をお願いするものでございまして、地方自治法第１９６条の規定により、議会の議員のうちから中田利幸氏を監査委員に選任したいと存じます。御審議をよろし

くお願いいたします。

○渡辺議長 これより本件について、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 別にないものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 御異議なしと認め、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 別にないものと認め、討論を終結いたします。

これより本件について、採決いたします。

本件について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり同意されました。

〔中田議員着席〕

○渡辺議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれをもって散会し、明 14 日午前 10 時から会議を開きたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺議長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前 11 時 44 分 散会